



# 大垣市危機管理指針

平成19年8月

(改 定：平成23年12月)

(2次改定：平成27年 4月)

大 垣 市

## 第1章 総則

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 目的                   | 1 |
| 2. 危機管理の原則              | 1 |
| 3. 対象となる危機              | 1 |
| 4. 危機管理統括者及び危機管理副統括者の設置 | 2 |
| 5. 各部局等の責務              | 2 |
| 6. 県との連携                | 4 |

## 第2章 危機管理体制

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 危機管理責任者及び危機管理情報管理者の設置  | 5 |
| 2. 部局危機対策本部及び大垣市危機対策本部の設置 | 5 |

## 第3章 事前対策

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 危機管理マニュアルの作成及び検証   | 7 |
| 2. 情報収集伝達体制の整備        | 8 |
| 3. 実践的訓練・意識啓発研修の実施    | 8 |
| 4. 市民への情報提供と危機管理意識の向上 | 8 |
| 5. 資機材及び物資等の備蓄        | 8 |

## 第4章 応急対策

- |              |    |
|--------------|----|
| 1. 初動体制の確立   | 9  |
| 2. 情報の収集及び伝達 | 9  |
| 3. 応急対策の実施   | 10 |
| 4. 二次被害の防止   | 10 |
| 5. 広報活動      | 10 |
| 6. 応援要請      | 11 |

## 第5章 事後対策

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 復旧対策の推進             | 12 |
| 2. 被害等の影響の軽減           | 12 |
| 3. 再発防止策の検討及び実施        | 13 |
| 4. 危機への対処の評価とマニュアルの見直し | 13 |

# 第1章 総則

## 1. 目的

この指針は、大垣市における危機対応について基本的な考え方を定め、危機管理体制を強化するとともに、総合的な危機対応施策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産並びに市民の生活及び市の産業、経済の安定を図り、もって安全・安心のまちづくりに資することを目的とする。

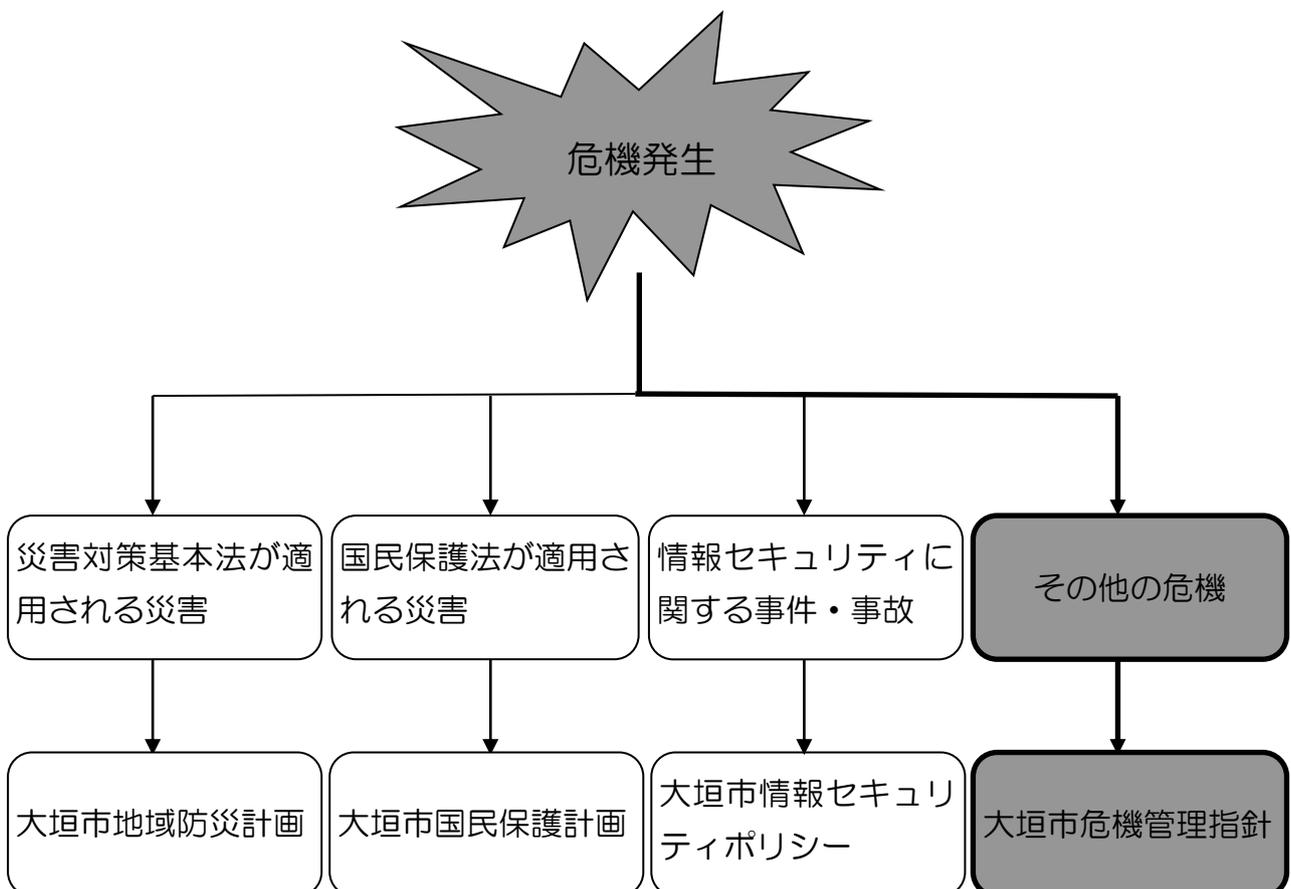
## 2. 危機管理の原則

市民の生命、身体及び財産並びに市民の生活及び市の産業、経済の安定を図るため、危機管理については、「迅速な対応（早期発見、早期対応）」、「適切な対応」、「透明性の確保（情報公開）」、「厳格な態度」を原則として取り組むものとする。

## 3. 対象となる危機

この指針は、施設における事件や事故、新型インフルエンザなどの感染症、企業倒産や大量失業などの経済危機など、様々な危機への対応について、基本的な考え方を定めたものであり、この指針における危機とは、次に例示する事案とする。

なお、「大垣市地域防災計画」で想定している災害、「大垣市国民保護計画」で想定している武力攻撃事態及び緊急対応事態、「情報セキュリティポリシー」で想定している情報セキュリティに関する事件及び事故については、それぞれの計画等の定めるところにより対応するものとし、この指針の対象から除くものとする。



## この指針で対象とする危機事案（例示）及び担当部局

対象とする危機事案	担当部局
要人（市長等）への危害、要人の事件、事故	企画部
大垣市情報工房における事件、事故	企画部
市庁舎における事件、事故	総務部
地区センターにおける事件、事故	かがやきライフ推進部
大垣市まちづくり市民活動支援センターにおける事件、事故	かがやきライフ推進部
環境汚染（大気、土壌、地下水等の汚染）による環境被害	生活環境部
廃棄物処理施設における事件、事故	生活環境部
市民生活に影響を及ぼす犯罪、大規模な火災、爆発事故、交通事故など	生活環境部
総合福祉会館など福祉施設における事件、事故	福祉部
感染症による健康被害（新型コロナウイルス等）	福祉部
幼保園・幼稚園・保育園など子育て支援施設における事件、事故	子育て支援部
経済危機（企業倒産、大量失業等）	経済部
鳥獣による農作物被害	経済部
道路・水路における事件、事故	建設部
水道・下水道施設の事故	水道部
水道・下水道における水質事故	水道部
公園における事件、事故	都市計画部
市営住宅における事件、事故	都市計画部
小学校・中学校における事件、事故	教育委員会事務局
児童・生徒に対する犯罪	教育委員会事務局
社会教育スポーツ施設における事件、事故	教育委員会事務局
議会における事件、事故	議会事務局
市民病院における事件、事故	病院事務局
市主催イベント時の事件、事故	各部局
市施設の建設工事における事故	各部局

#### 4. 危機管理統括者及び危機管理副統括者の設置

各部局における危機事案を掌握し、部局間の総合調整を行うため、危機管理統括者を置くとともに、危機管理統括者を補佐するため、危機管理副統括者を置く。

危機管理統括者は企画部長をもって充て、危機管理副統括者には地域創生戦略課長をもって充てる。

#### 5. 各部局等の責務

##### （1）各部局の責務

- ① 各部局は、所管業務に係る危機の発生に備え、平常時から、危機管理マニュアルを整備するなど、危機管理体制の充実・強化に努めなければならない。

また、各部局長は、日ごろから担当業務に関連する危機に対し留意しておくとともに、必要に応じて予防措置をとるなど、危機の未然防止に努めなければならない。

② 各部局は、所管業務に係る危機の発生に備え、研修、訓練を実施し、平常時から危機管理体制の充実・強化に努めなければならない。また、県内、国内、社会情勢にも注意を払い、危機に対する備えを怠ることのないよう情報収集に努めるものとする。

③ 危機事案が複数の部局にまたがる場合又は当該危機事案に単独の部局で対応できない場合は、危機管理統括者と協議のうえ、所管部局が総合調整を行い、連携して対処しなければならない。

④ 各部局長は、危機発生時には、迅速に市長及び副市長への報告を行うとともに、危機管理統括者と協議のうえ、危機対策本部を設置するなどして、被害者の救助等の応急対策を実施しなければならない。

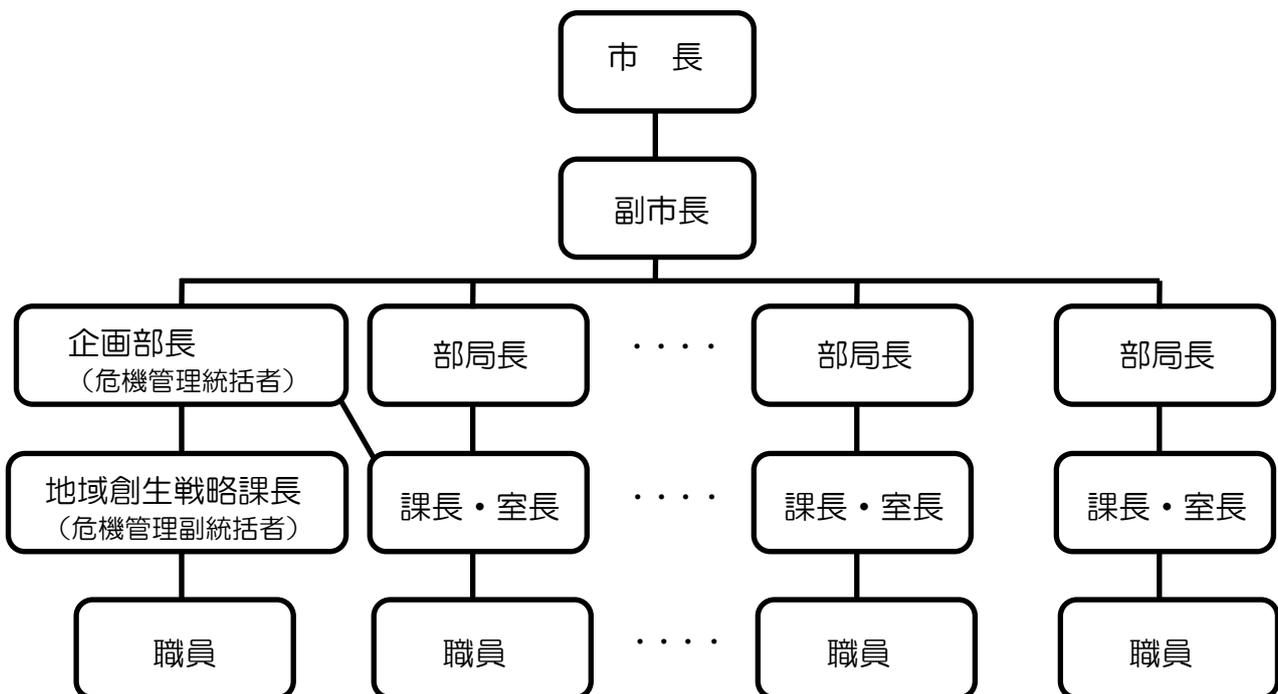
また、危機対策本部を設置した後は、被害の拡大の防止等に努めなければならない。

なお、危機対策本部の設置については、「大垣市災害対策本部に関する条例」を準用する。

⑤ 各地域事務所長は、各地域における危機発生時に、関係部局と連携をとり、危機管理体制の整備に協力するものとする。

## (2) 職員の責務

職員は、担当する業務について、常に起こりうる危機を想定し、その対応策を検討するとともに、この指針や各部局の危機管理マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて必要な知識の習得に努め、危機管理能力の向上に努めなければならない。



## 6. 県との連携

各部局は、県との連携を強化しながら、この指針に定める事前対策、応急対策、事後対策を実施し、危機に対処していくものとする。

## 第2章 危機管理体制

### 1. 危機管理責任者、危機管理副責任者及び危機管理情報管理者の設置

各部局に平常時から危機管理責任者（部局長とする。）を置くとともに、危機管理責任者のもとに危機管理副責任者（総括担当課長とする。）及び危機管理情報管理者（課長、室長とする。）を置き、職員の意識改革を含めた危機管理体制の強化に取り組むものとする。

なお、危機管理副責任者は、危機管理責任者を補佐し、危機管理責任者に事故あるとき又は危機管理責任者が欠けたときは、その職務を代理する。



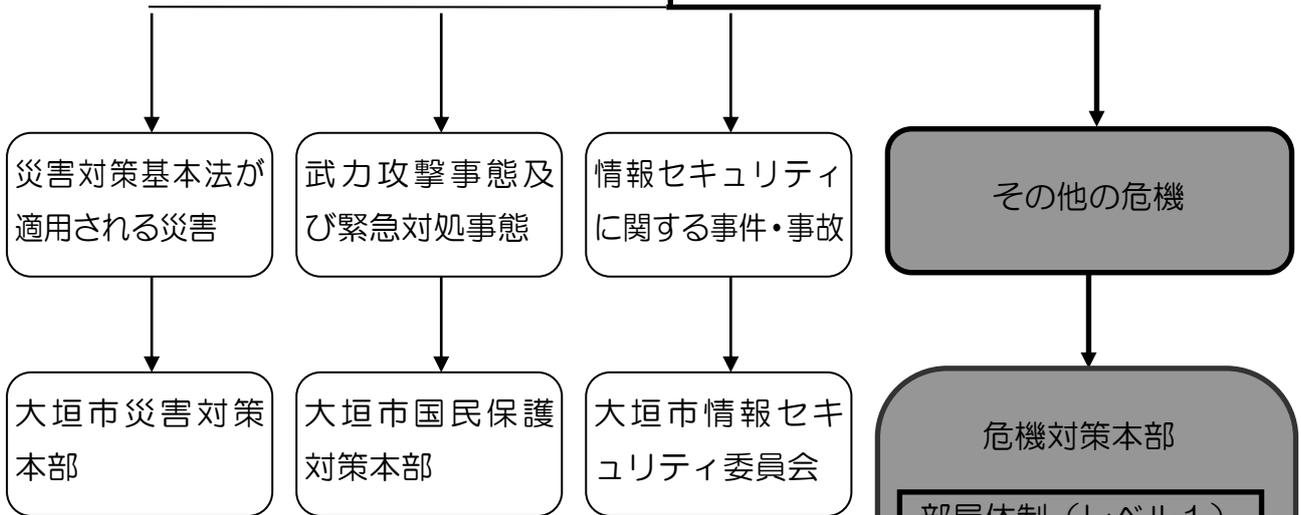
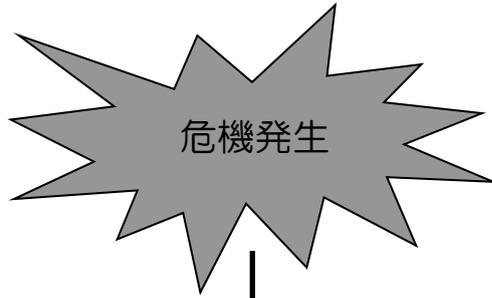
### 2. 部局危機対策本部及び大垣市危機対策本部の設置

危機管理責任者は、危機事案の内容や規模に応じて、次の基準に準じて体制をとるものとする。

また、危機管理責任者は、危機事案により、応急対策を効果的に実施するため、必要に応じて、危機事案発生地近接の公共施設等に「現地対策本部（本部長：市長又は各部局長が指名）」を設置するものとする。

#### 体制内容（危機対策本部の設置基準）

区分		体制内容（危機対策本部の設置基準）
部局体制	レベル1	被害が小さく又は拡大のおそれがない場合で、各部局により対応可能な危機事案の場合（全庁的でない複数の部局で対応可能な場合を含む）は、部局対応とする。
	レベル2	被害が大きく又は拡大のおそれがある場合で、各部局により対応可能な危機事案の場合（全庁的でない複数の部局で対応可能な場合を含む）は、所管部局長の判断で「部局危機対策本部（本部長：部局長）」を設置するものとする。本部の名称は、危機事案に応じて、「〇〇〇部局〇〇〇対策本部」とする。 「レベル2」では、逐次、各部局長から市長及び副市长へ状況を報告するものとする。
全庁体制	—	被害が甚大又は被害の拡大が予想され、全庁対応が必要な場合は、市長の判断で「大垣市危機対策本部（本部長：市長）」を設置するものとする。本部の名称は、危機事案に応じて、「大垣市〇〇〇対策本部」とする。 「大垣市〇〇〇対策本部」の庶務事務は、市長が指示する部局が担当するものとする。



**危機対策本部**

**部局体制（レベル1）**

部局対応とする。

※ 被害が小さく又は拡大のおそれがない場合で、各部局により対応可能な危機事案の場合（全庁的でない複数の部局で対応可能な場合を含む）

↓

**部局体制（レベル2）**

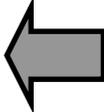
部局長の判断で、「〇〇〇部局〇〇〇対策本部（本部長：部局長）」を設置する。

※ 被害が大きく又は拡大のおそれがある場合で、各部局により対応可能な危機事案の場合（全庁的でない複数の部局で対応可能な場合を含む）

**全庁体制**

市長の判断で、「大垣市〇〇〇対策本部（本部長：市長）」を設置する。

※ 被害が甚大又は被害の拡大が予想され、全庁対応が必要な場合



## 第3章 事前対策

### 1. 危機管理マニュアルの作成及び検証

#### (1) 危機管理マニュアルの作成

危機管理責任者は、それぞれの所管に係る危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、この指針に基づき、関係部局及び関係機関と十分に協議、調整し、危機事案別に危機管理マニュアルを作成するものとし、危機管理マニュアルを作成したときは、速やかに危機管理統括者に提出するものとする。

なお、危機管理マニュアルに記載すべき項目は、危機事案により特別に記載すべき事項を除き、主に次のとおりとする。

#### 主な記載項目

項目	内容
1. 総 則	1. マニュアルの目的 2. 用語の定義 3. 対象とする危機 4. 危機対応の基本方針 5. 部局の危機管理体制（「地域事務所の協力体制」を含む） 6. 県との連携 など
2. 事前対策	1. 情報収集伝達体制 2. 職員の動員計画 3. 訓練・研修の実施計画 4. 市民等への普及啓発 5. 資機材・物資の備蓄 など
3. 応急対策	1. 課等の危機対策会議等の開催方法 2. 実施すべき応急対策の内容 3. 二次被害の防止策 4. 広報の内容及び方法 5. 市民の相談窓口の設置及び運営方法 6. 関係機関等への協力要請の方法 など
4. 事後対策	1. 復旧対策の内容 2. 被害等の影響の軽減措置 など

また、危機管理責任者は、危機管理マニュアルの作成の際に、危機事案に応じて、休日及び夜間を含めた迅速かつ的確な対応が可能となる職員数を確保できるよう、非常参集要員をあらかじめ指定するとともに、非常参集のための緊急連絡網を定めておくものとする。

さらに、作成した危機管理マニュアルは、日ごろから職員間で共有するものとする。

## **(2) 危機管理マニュアルに基づくシミュレーションの実施及び検証**

危機管理責任者は、作成した危機管理マニュアルについてシミュレーションを実施し、危機管理マニュアルの検証を行うものとする。

## **2. 情報収集伝達体制の整備**

### **(1) 基本的な考え方**

危機管理責任者は、平常時から休日及び夜間の場合にも対応できる情報の収集連絡体制を整備するものとする。

### **(2) 県への報告**

危機管理責任者は、市民等から危機の発生に係る報告が入ったときは、速やかに情報を県の関係機関に提供するものとする。

## **3. 実践的訓練・意識啓発研修の実施**

危機管理責任者は、職員の危機対応の実践的訓練と危機意識の啓発研修を行い、職員の危機管理能力の向上に努めるものとする。

## **4. 市民への情報提供と危機管理意識の向上**

危機管理責任者は、危機の発生防止や被害を最小限に止めるため、関係課等や関係機関と連携し、市民が必要とする情報を遅滞なく提供するとともに、広報紙やホームページなどを通じて、市民の危機管理意識の向上を図るものとする。

## **5. 資機材及び物資等の備蓄**

危機管理責任者は、所管する危機の対応に必要な資機材、食料、生活必需品、医薬品等を備蓄するとともに、定期的な点検と取り扱いの習熟に努めるものとする。

また、備蓄に適さない資機材等については、危険が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係機関や民間団体と協定を締結するなど、これらの調達体制を整備するものとする。

## 第4章 応急対策

### 1. 初動体制の確立

危機管理責任者は、日ごろから危機事案が発生した場合の初動体制を確立しておくものとする。

#### 各部局における体制

班名	主な役割
総務班	1. 部局体制の確立及び危機対策本部の設置・運営 2. 会議資料及び記録の作成・保管 3. 関係部局及び関係機関との連絡調整 など
対策班	1. 危機事案の分析と対策の検討 2. 応急対策の実施とその調整 3. 対応方針の検討 など
情報班	1. 通信手段の確保 2. 被害情報の収集・伝達 など
広報班	1. 報道機関の対応（報道機関への提供資料の作成） ・事案発生現場での取材対応 ・危機対策本部での取材対応 ・市政・経済記者クラブへの対応 2. 市民への広報 3. 対策に係る写真等の記録 など

### 2. 情報の収集及び伝達

#### (1) 基本的な考え方

危機管理責任者は、危機発生時の情報を収集し伝達する連絡通報体制を確立するものとする。

なお、危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで極めて重要であることから、断片的な情報であっても第一報として速やかに報告し、詳細は追加情報として続報（中間報告、最終報告等）で報告するものとする。

#### (2) 情報の伝達

危機管理責任者は、危機発生時には、速やかに市長、副市長、危機管理統括者（企画部長）、議会事務局長に報告するものとする。

#### (3) 情報の内容

危機管理責任者は、危機発生時には、第一報をできる限り速やかに伝達するとともに、その後、危機の詳細がわかった時点で、おおむね次の情報を中心に伝達するものとする。

- ①危機事案の概要（時間、場所、内容等）
- ②被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ③市及び関係機関等が実施した応急措置の状況

- ④危機の発生原因
- ⑤その他特に留意すべき事項

#### (4) 情報の管理

危機発生直後は、特に情報が錯綜し混乱するおそれがあるとの認識を持ち、危機管理責任者の指示のもと、危機管理情報管理者が情報の一元化を図るものとする。

また、危機の進行状況、応急対策の実施状況に関する情報についても、危機管理情報管理者が整理・記録し、関係者間で情報を共有するものとする。

#### (5) 現地での情報収集

危機管理責任者は、必要に応じて、現地に職員を派遣し、情報収集や現地対応を行うものとする。

### 3. 応急対策の実施

危機管理責任者は、危機発生直後から、関係部局及び関係機関と連携し、できる限り迅速かつ的確な応急対策を実施し、危機管理責任者の指示のもと、危機管理情報管理者がその内容を記録するものとする。

### 4. 二次被害の防止

危機管理責任者は、危機による被害の拡大と二次被害の防止を図るため、安全点検、立入制限などの各種制限措置など、防止措置を講じるものとする。

### 5. 広報活動

#### (1) 基本的な考え方

危機対策本部又は危機管理責任者は、市民等の心理的動揺や不安感により生じる混乱を防止するとともに、市民等が状況に応じた適切な行動をとることに より危機による悪影響をできる限り軽減するため、秘書広報課の広報担当者 と連携し、迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

なお、危機の状況及び応急対策の実施状況を踏まえながら、報道機関に対し て広報窓口を設置し、できる限り定期的な記者会見又は資料提供を行うもの とする。

#### (2) 広報の内容

広報の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、提供すべき情報は、危機 の規模及び内容、時間の経過などに留意するものとする。

- ①危機の発生場所及び発生時刻
- ②危機対策会議又は危機対策本部等の設置状況
- ③被害状況と応急対策の実施状況
- ④危機の今後の予測及び二次被害の危険性
- ⑤避難の必要性の有無、避難所の設置状況
- ⑥市民等の取るべき行動及び注意事項
- ⑦交通規制及び各種運送機関の運行状況

- ⑧ライフラインの状況
- ⑨医療救援活動の実施状況
- ⑩相談窓口の設置状況
- ⑪その他必要な事項

### (3) 広報の方法

危機対策本部又は危機管理責任者は、報道機関に対して記者会見や資料提供を行うとともに、市民に対して広報紙やホームページ等を通じた広報を実施するものとする。

### (4) 市民等からの問い合わせへの対応

危機対策本部又は危機管理責任者は、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応するため、関係課等及び関係機関と連携し、窓口の設置、職員の配置等の体制を整備するものとする。

## 6. 応援要請

危機により被害が広範囲におよび、市による対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村等に応援の要請を行うものとする。

### 1. 復旧対策の推進

#### (1) 基本的な考え方

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機発生後の市民生活や地域の社会経済活動が早期に回復するよう、できる限り迅速かつ円滑な復旧対策を講じるものとする。

#### (2) 安全の確認及び各種制限措置の解除

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機に対する応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関と協力して、早急に安全確認を行う、立入制限などの各種制限措置を解除するものとする。

また、各種制限措置を解除したときは、速やかに報道機関に情報提供するとともに、広報紙やホームページを通じて市民に周知するものとする。

#### (3) 施設の復旧

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機により施設が被害を受けたときは、速やかに復旧するものとする。

なお、施設の復旧に長期を要する場合は、代替施設や代替機能の導入、臨時施設の開設など、必要な措置を講じるものとする。

#### (4) 経済・社会の機能回復

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機により経済や社会の機能が損なわれたときは、関係機関と連携して、速やかに機能回復を図るものとする。

### 2. 被害等の影響の軽減

#### (1) 生活再建支援

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機により住居や職を失うなど、生活の再建が困難と認められる被害者に対して、関係機関と連携して、速やかな生活再建支援のための方策を講じるものとする。

#### (2) 心身の健康相談体制の整備

危機対策本部又は危機管理責任者は、必要に応じて、関係機関と連携し、市民等からの心身の健康に関する相談窓口を設置するとともに、市民の健康調査や巡回相談等を実施するものとする。

#### (3) 環境対策

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機の発生が周辺環境に影響を与える可能性がある場合は、関係機関と連携し、その影響について実態把握に努め、必要に応じて、環境対策を実施するものとする。

#### (4) 地域経済対策

危機対策本部又は危機管理責任者は、地域産業等に大きな影響が生じるおそれがある場合は、関係機関と連携し、その影響について実態把握に努め、必要に応じて、地域経済安定のための適切な措置を講じるものとする。

### 3. 再発防止策の検討及び実施

危機対策本部又は危機管理責任者は、危機発生の原因を究明し、課題を整理したうえで、再発防止策を検討し、実施するものとする。

なお、原因の究明に当たっては、必要に応じて、関係者や専門家等からなる調査委員会を設置し、危機発生の原因解明に努めるものとする。

また、再発を防止するために関係機関の協力が必要と認められるときは、関係機関に対し要請を行うものとする。

### 4. 危機への対処の評価とマニュアルの見直し

#### (1) 危機への対処の評価

危機管理責任者は、危機への対処に関する記録を整理し、応急対策等について検証及び評価を行い、反省点や課題を整理し、改善策を検討するものとする。

また、関係機関等に対して、事後評価の情報提供を行い、情報を共有し、今後の危機管理体制のあり方について見直しを行うものとする。

なお、危機への対処の評価項目は、おおむね次のとおりとする。

- ①緊急連絡体制の機能の状況（機能性）
- ②危機管理体制の状況（迅速性、的確性）
- ③職員参集の状況（迅速性）
- ④応急対策の状況（迅速性、的確性）
- ⑤関係機関との連携の状況（機能性）
- ⑥情報の収集、管理、広報活動の状況（迅速性、的確性）

#### (2) 危機管理マニュアルの見直し

危機管理責任者は、危機への対処の評価を踏まえ、必要に応じて、危機管理マニュアルの見直しを行うものとする。

なお、危機管理責任者は、危機管理マニュアルを改訂したときは、速やかに危機管理統括者に提出するものとする。